

新たな水際措置（27）について

～事前登録システムによる新規外国人入国の緩和について～

厚生労働省 人材開発統括官付
若年者・キャリア形成支援担当参事官室
企画官 平岡 宏一

2022年3月15日 日本商工会議所での説明用

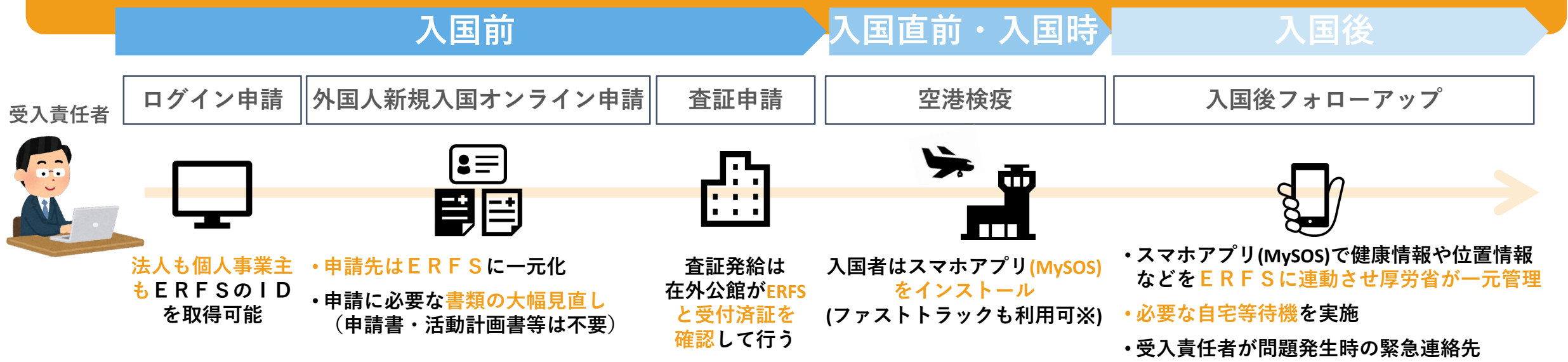
2/24 プレスリリース資料

新たな水際措置（27）における外国人の新規入国規制の見直し概要

昨年新たな水際措置（19）のご利用にあたっては・・・

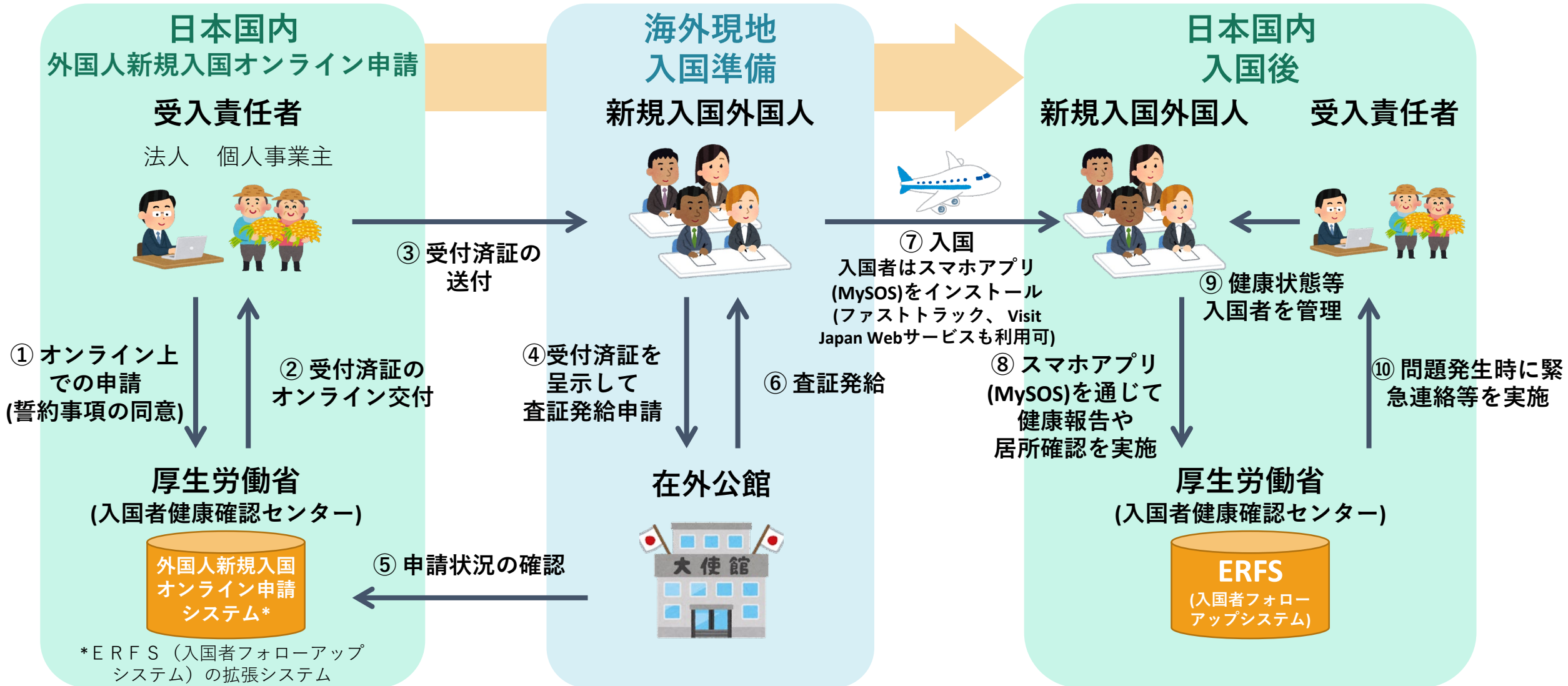


外国人の新規入国申請はERFS（入国者フォローアップシステム）に一元化して行います



※Visit Japan Webサービスを利用すれば入国手続きを更に迅速化することが可能

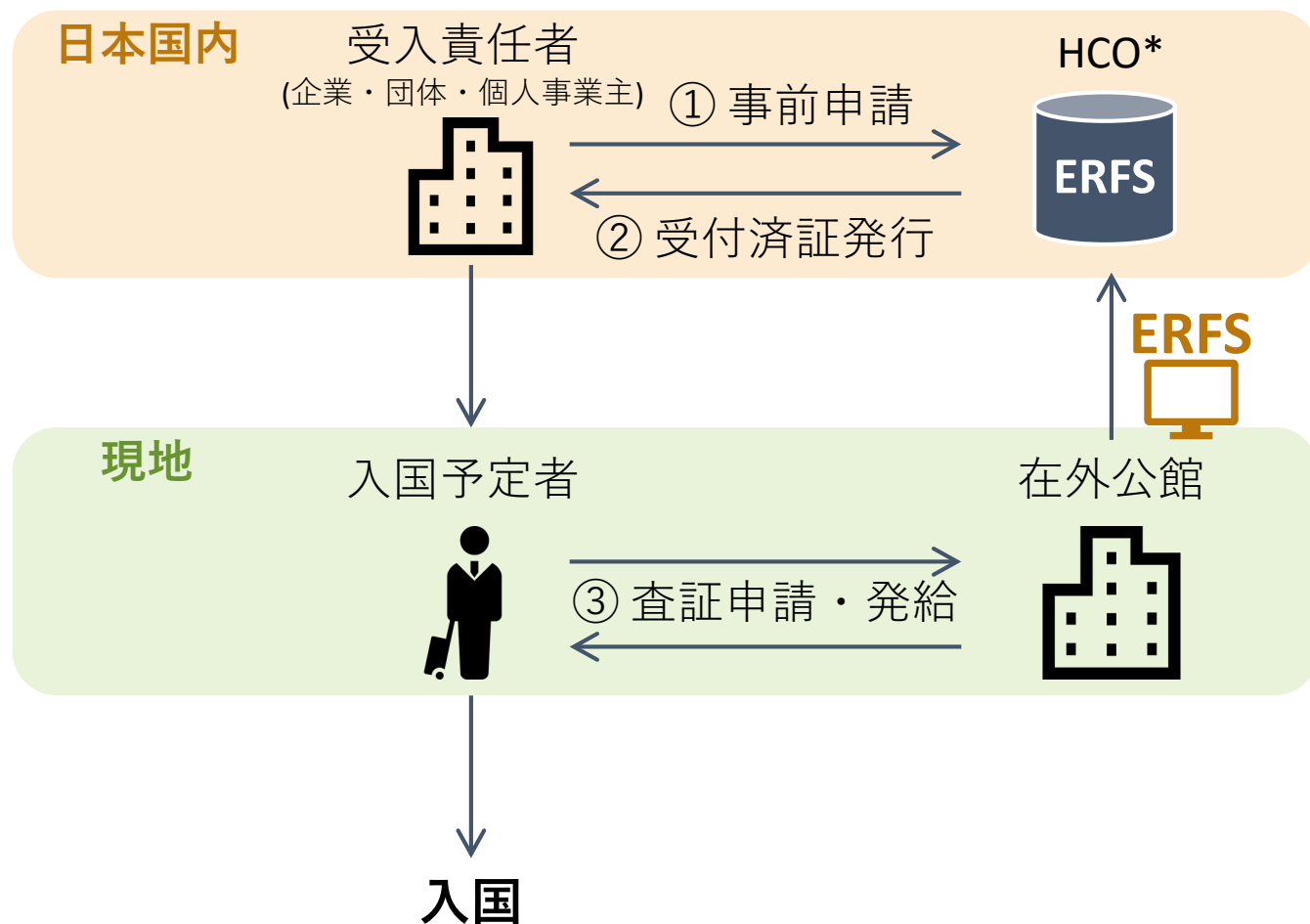
新たな水際措置（27）における外国人の新規入国申請手続き概要



システム概要

外国人入国者のERFSへの事前申請

申請に対して**受付済証を自動発行**することで、受入責任者の**申請事務を大幅に低減**



- ① 受入責任者からERFSへ事前申請
- ② 受付済証のPDFを自動発行
受入責任者はERFSにログインし、PDFをダウンロード
入国予定者に送付
- ③ 在外公館は申請状況をERFSで確認
申請に基づき査証発給

※ 受入責任者は緊急連絡先として登録

3月以降の緩和概要



※陰性結果の届出が遅くなると、それに従って待機解除も遅くなります。

非指定国	種者のみ (3回目接) Vあり	公共交通 自宅等	待機なし	「待機なし」該当者でも、今後の連絡等のため、空港でMySOSのインストールは必須。3日間、健康報告は求めるが回答は任意（不要）			
	目接種者 (1・2回) +あり Vなし	公共交通 自宅等	フォローアップ	検査可能 前日通知	検査実施 検査結果届	待機解除の お知らせ	※検査を受けない場合待機期間は7日間となる。
指定国	種者のみ (3回目接) Vあり	公共交通 自宅等	フォローアップ	検査可能 前日通知	検査実施 検査結果届	待機解除の お知らせ	※検査を受けない場合待機期間は7日間となる。
	目接種者 (1・2回) +あり Vなし	検査が確保する施設 自宅等	フォローアップ	出所時検査	公共交通 自宅等		

各種ホームページ

ホームページ – 厚生労働省 水際対策HP

水際対策強化に係る新たな措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

外国人の新規入国制限の見直しについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00341.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW). The page is titled '水際対策に係る新たな措置について' (About new measures related to waterfront measures). It features a navigation menu with categories like '健康・医療' (Health/Medicine) and '政策について' (About Policy). A sidebar on the right lists various policy areas such as '健康' (Health), '食品' (Food), '医療' (Medicine), '医療保険' (Medical Insurance), '医薬品・医療機器' (Medicine/Medical Devices), '生活衛生' (Public Health), '介護' (Nursing Care), '子ども・子育て' (Children/Childcare), and '福祉・介護' (Welfare/Nursing Care). The main content area includes a sub-header '水際対策に係る新たな措置について' and a section titled '海外から入国する方へ' (For those entering from overseas), which contains a '【新着情報】 (令和4年2月24日更新)' (New Information) section. This section highlights '令和4年3月以降の水際措置の見直し' (Re-evaluation of waterfront measures from March 2022 onwards) and lists two key points: ① '入国後の自宅待機期間の変更等' (Changes to quarantine periods, etc.) and ② '外国人の新規入国制限の見直し' (Re-evaluation of new entry restrictions for foreigners). A red dashed circle highlights the second point, with an arrow pointing to the summary box on the right.

外国人の新規入国制限の見直しについて

令和4年3月1日午前0時より、水際対策強化に係る新たな措置（27）の4に基づき、外国人の新規入国制限が変更になります。

・水際対策強化に係る新たな措置（27）

外国人の新規入国については、原則として全ての国・地域からの新規入国を一時停止し、「特段の事情」がある場合に限り、新規入国を認めることとしているところ、下記（1）又は（2）の新規入国を申請する外国人については、日本国内に所在する受入責任者が、入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めることとなります（観光目的は認められません。）。

- （1）商用・就労等の目的の短期間の滞在（3月以下）の新規入国
- （2）長期間の滞在の新規入国

※上記措置は、令和4年3月1日午前0時（日本時間）以降に入国・帰国する方で、事前に申請を完了した方を対象とします。

上記措置における受入責任者とは、入国者を雇用又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・団体等のことをいいます。

<受入責任者の方へ>

外国人新規入国オンライン申請の方法はこちらから御確認ください。

[外国人新規入国オンライン申請について](#)

本措置の内容についての一般的な御照会については、まずQ & Aをご覧ください。
外国人新規入国オンライン申請の利用方法については、上記で御案内しているホームページから御確認いただくようお願いいたします。

その上でご不明な点等ございましたら下記の「新たな措置（27）コールセンター」にお問い合わせください。

HCO ERFS ID申請ページ
(次ページ)

The flowchart outlines the steps for using ERFS (Entry Registration System for Foreigners):
1. 「ERFS」を利用するための準備 (Preparation for using ERFS): Includes logging in from the application site, email registration, and installing the application file.
2. 「ERFS」からの事前登録 (Pre-registration from ERFS): Involves logging in and performing preliminary registration, with a note to prepare personal information.
3. 受付済証のダウンロード (Download of receipt certificate): Applicants download the certificate from ERFS, while sponsors download it from the ERFS website and email it to applicants.
4. 入国後の入国者の待機や行動の管理 (Management of waiting and actions of entrants after entry): Entrants receive QR codes at the airport, and sponsors manage their status through the ERFS website.

Q&A

新たな措置（27）コールセンター
・0120-248-668
・0120-289-322
・050-1751-2158
・050-1741-8558

受付時間：9時から21時まで（土日祝日含む）

Q&A
コールセンター

ホームページ – ERFS ID申請ページ (エントリーページ)

<https://entry.hco.mhlw.go.jp/>

ERFS 入国者健康確認システム
 ERFS Entrants, Returns Follow up System

外国人新規入国オンライン申請のための
 ログインID申請サイト

重要なお知らせ

令和4年3月1日午前0時より、水際対策強化に係る新たな措置(27)に基づき、外国人の新規入国制限の見直しが行われました。
 ・**水際対策強化に係る新たな措置(27)**

入国者健康確認システム(ERFS)を活用した外国人新規入国オンライン申請にあたっては、上記ご確認の上、本サイトでログインID申請を行なってください。

まずお読みください

- 詳しいログインID申請方法は [こちら](#)
- よくあるお問い合わせは [こちら](#)
- 入国者健康確認システム(ERFS)の推奨環境は [こちら](#)

①「ERFS」を利用するための準備

ログインID申請サイトから「ERFS」にログインするためのID申請を行います。 → Eメールで「ID」「パスワード」「証明書ファイル」が届きます。 → 届いた証明書ファイルをPCにインストールします。

②「ERFS」からの事前登録

「ERFS」にログインし、情報の登録を行い、事前申請します。

入力に応じて以下の情報をお手元にご準備ください。
 ・入国者のEメールと住所
 ・入国後の入国後待機施設等の住所情報

③受付済証のダウンロード

ERFSから登録済みの入国者の受付済証をダウンロードしてください。 → 受付済証は入国者にダウンロードした受付済証を参照し、申請された者に提供できるようにご準備ください。 → 入国者が登録申請後に提示します。 → 在外公館での再申請(自由が申付)

④入国後の入国者の待機や行動の管理

入国者が日々の健康確認等の報告を有るなどの報告をした際に「入国者健康確認センター」からEメールで通知が届きます。 → 出入国者の責任により、入国者が誓約書の事項を守るように指導・管理を行ってください。

ログインID申請のための情報入力

(1) 受入責任者法人番号(13桁)【法人番号がある場合は必須】 ①
 例: 1234567890123

(2) 水際対策措置代替法人番号(13桁)【法人番号がない場合は必須】 ②
 例: KA000000000001

(3) 受入責任者名称(法人名・個人事業主名)【必須】 ③
 法人番号登録時に届出ている法人名もしくは個人事業主名

(4) 受入責任者担当者名【必須】 ④
 例: 山田 太郎

(5) 受入責任者担当者メールアドレス【必須】 ⑤
 例: taro_yamada@example.co.jp

(6) 受入責任者担当者メールアドレス(確認用)【必須】 ⑥
 例: taro_yamada@example.co.jp

(7) 受入責任者担当者電話番号【必須】 ⑦
 例: 03-1234-5678

(8) gBizID(アカウントID)【任意】 ⑧

(9) 委任状等
 ※必ず<入力の際の注意事項>を確認してください。 ⑨
 ファイルを選択

(10) その他必要書類
 ※個人事業主等、法人ではない方が受入責任者をされる場合添付 ⑩
 ファイルを選択

備考欄(テキスト自由形式、50文字程度)
 リスト記載の「確認方法」が各土業の登録番号などである場合はこちらに入力してください。

<入力の際の注意事項>

※(2)(10)のためのリストは [こちら](#)。
 ※(5)個人事業主はフリーメールのご利用が可能です。
 一方、企業・団体はフリーメールやドメインに企業・団体名の記載がないメールアドレスは原則ご利用いただけませんが、以下の条件を満たすことでご利用が可能となる場合があります。
 ・法人番号をお持ちの企業・団体
 ・フリーメールしかお持ちではない場合は、法人事業概況説明書の法人名、法人番号、受付済印の3点がわかる部分のみを添付して申請してください。
 ・法人番号をお持ちではない企業・団体
 ・**水際対策措置代替法人番号**のリストを参照の上、該当する「証明書」等を添付して申請してください。

※(9)第三者に代行させる場合は、必ず下記を確認してください。

受入責任者は、入国者健康確認センターに対してERFSのログインID申請および外国人新規入国オンライン申請を第三者に代行させることができます(ただし、行政書士(法人)でない者が有償で申請手続を代行することは、行政書士法に抵触するおそれがあるので、ご注意ください。)
 第三者が代行する場合は、下記の項目を含む委任状等をID申請の際に提出してください。
 委任状等の決められたフォーマットはありませんが、次の必要項目を満たしている必要があります。

【委任状等の必須項目】

1. 委任・委託の日付
2. 委任・委託者:住所、氏名または名称、代表者名、電話番号、メールアドレス
3. 受任・受託者(代理人):住所、氏名または名称、代表者名、電話番号、メールアドレス
4. 委任・委託事項:入国者健康確認システムによる各種申請手続き、およびそれに伴う個人情報の取り扱い
5. 秘密保持義務:代理人は委任・委託された手続を履行する上で知りえた情報を一切他に漏洩させないこと

利用上の注意事項([情報セキュリティガイド](#)、 [利用規約](#)、 [プライバシーポリシー](#))をご参照ください。必要に応じてダウンロード、印刷をお願いいたします。また、ID申請後、オンライン申請をする際に同意いただく [誓約書](#) も事前に内容を確認してください。

確認

ログインID登録申請にあたり、情報セキュリティに関する次のことについてご確認ください(確認いただきましたら、口に✓をつけてください)。

- [情報セキュリティガイド](#)を一読し、理解しました。
- [利用規約](#)を一読し、同意しました。
- [プライバシーポリシー](#)を一読し、同意しました。
- 所属機関の情報セキュリティポリシーを遵守し、安全なシステムの利用を行うとともに、問題が発生した際には入国者健康確認センターと厚生労働省に速やかに報告し、解決に努めます。

申請 **リセット**

申請受受理后、順次登録したメールアドレスにID・パスワードとともに、ERFSにアクセスするための準備手順をお送りいたします。
 ERFSからの再発行方法を記載したマニュアルは、ERFSにログイン後にダウンロードができる画面が表示されます。

- パスワードの再発行は [こちら](#)
- アカウントが使えない場合は [こちら](#)

入国者健康確認システム「ERFS」とは

「ERFS」は、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社が開発し、検疫の新型コロナウイルス感染症に係る水際対策、各府庁の入国承認手続、厚生労働省の入国者健康確認センターの運営に係る業務に提供しているシステムです。

お問い合わせ窓口

制度についてご不明な点がございましたら、下記窓口にお問合せください。

○ 新たな措置(27)に関する問い合わせ先: 対応時間 9:00 ~ 21:00 (土日祝日を含む)

- ① 0120-248-668
- ② 0120-289-322
- ③ 050-1751-2158
- ④ 050-1741-8558

※ 制度開始直後は、電話が繋がりにくい可能性があります。
 ○ [ご利用ガイド](#)や[FAQ](#)も参照してください。
 ログインID申請についてご不明な点は入国者健康確認センター [Eメール](#)でお問合せください。

水際対策措置代替法人番号リスト

水際対策措置代替法人番号		2022年2月24日現在
法人事業主の種類	番号または証明書	代替法人番号(13桁)
士業		
公認会計士	公認会計士登録番号	KA00000000101
弁護士	弁護士登録番号	KA00000000201
外国法事務弁護士	外国法事務弁護士登録番号	KA00000000202
司法書士	司法書士登録番号	KA00000000203
土地家屋調査士	土地家屋調査士登録番号	KA00000000204
税理士	税理士登録番号	KA00000000301
社会保険労務士	社会保険労務士登録番号及び会員種別	KA00000000401
弁理士	弁理士登録番号または弁理士登録証	KA00000000501
気象予報士	気象予報士登録番号	KA00000000601

ERFS利用ガイド
 (次ページ)

ホームページ – 利用ガイド

ログインID申請サイト利用ガイド一覧

<https://www.hco.mhlw.go.jp/entry/manual.html>

オンラインマニュアル (Teachme)

<https://teachme.jp/111284/manuals/14941635/>

外国人新規入国オンライン申請のための ログインID申請サイト 利用ガイド一覧

受入責任者向けのERFS利用マニュアル

受入責任者向けのERFS利用マニュアルはこちらをご覧ください。

受入責任者向けログインID申請マニュアル

受入責任者向け入国事前申請マニュアル

在外公館向けのERFS利用マニュアル

在外公館向けのERFSマニュアルはこちらをご覧ください。
閲覧の際は事前にお伝えしておりますパスワードが必要となります。

在外公館向け「外国人新規入国オンライン申請システム」マニュアル

ERFS推奨環境

- ・ OS : Windows 10以降、 macOS Catalina以降 (※Android、iOSは非サポート)
- ・ ブラウザ : Google Chrome、 Microsoft Edgeの最新バージョン
- ・ ログインIDとパスワードに加え、証明書のインストールが必要です。

よくあるお問い合わせ

よくあるお問い合わせはこちらをご覧ください。

FAQ

FAQ

0. ERFSログインID申請

最終更新日: 2022/02/24 22:54

「入国者健康確認システム」(ERFS: エルルス、以下「ERFS」)へのログインID申請方法について説明します。

ERFS
Entrants, Returnees Follow-up System

STEP 1 エントリーページにアクセス

受入責任者専用のエントリーページ (<https://entry.hco.mhlw.go.jp>) にアクセスしてください。左の画面が開きます。

下にスクロールすると入力項目がありますので、必要事項を入力してください。
【?】マークから入力のヒントを確認することができます。

リンク
エントリーページ
外国人新規入国オンライン申請におけるERFS利用に関するFAQ

STEP 2 必要事項の入力 (1) ~ (2)

※各項目に入力例が初期表示されていますので、参考にしてください。

(1) 【法人番号がある方は必須】 受入責任者の法人番号 (13 ケタ)
※法人番号は、国税庁指定の 13 桁の番号です。 国税庁法人番号公表サイトをご参照ください。

(2) 【法人番号がない方は必須】 水際対策措置代替法人番号
※ログイン申請サイトに掲載している「水際対策措置代替法人番号リスト」を閲覧し、記載の番号を入力してください。

個人事業主の取扱い

- ◆ (2)水際対策措置代替法人番号（13桁）を入力
- ◆ (5)受入責任者担当者メールアドレスは、フリーメールの利用が可能
- ◆ (10)その他必要書類を添付、必要な場合(*)は備考欄に入力

※ (2) (10)を入力するためのリストは、ログイン申請サイトの〈入力の際の注意事項〉に掲載

* リスト掲載の「確認方法」が各士業の登録番号などである場合に入力

(例)

個人事業主の種類	番号または証明書	代替法人番号（13桁）
クリーニング業	・ 都道府県知事等が発行する検査済証・確認済証 ・ （自治体が発行していない場合）主たるクリーニング師の免許証	KA00000000404

(5)受入責任者担当者メールアドレス

- ◆ 個人事業主はフリーメールの利用が可能（12Pを参照）
- ◆ 一方、企業・団体はフリーメールやドメインに企業・団体名の記載がないメールアドレスは原則利用できないが、以下のように申請することで利用が可能となる場合がある。

【法人番号（※）がある企業・団体】

- ◆ 税務署に提出した直近年度の法人事業概況説明書の法人名、法人番号、受付済印の3点ができる部分のみを添付して申請。電子申請の場合は法人事業概況説明書の提出時に税務署から送られてくる「受付通知」を添付

【法人番号がない企業・団体】

- ◆ 水際措置代替法人番号のリストを参照の上、該当する「証明書」等を添付して申請

※ 国税庁指定の13桁の番号。国税庁の以下の法人番号公表サイトから検索可能

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

(9)ERFSのログイン申請、外国人新規入国オンライン申請の代行

- ◆ 受入責任者は、入国者健康確認センターに対してERFSのログインID申請および外国人新規入国オンライン申請を第三者に代行させることが可能
- ◆ ただし、行政書士（法人）でない者が有償で申請手続を代行することは、行政書士法に抵触するおそれがあるので、注意いただきたい。
- ◆ 第三者が代行する場合は、下記の項目を含む委任状等をID申請の際に提出。委任状等の決められたフォーマットはないが、次の必要項目を満たしている必要がある。

【委任状等の必須項目】

1. 委任・委託の日付
2. 委任・委託者：住所、氏名または名称、代表者名、電話番号、メールアドレス
3. 受任・受託者（代理人）：住所、氏名または名称、代表者名、電話番号、メールアドレス
4. 委任・委託事項：入国者健康確認システムによる各種申請手続き、およびそれに伴う個人情報の取り扱い
5. 秘密保持義務：代理人は委任・委託された手続を履行する上で知りえた情報を一切他に漏洩させないこと

ホームページ – 入国者健康確認センター HP

ログインID申請サイト利用ガイド一覧

<https://hco.mhlw.go.jp/>

Welcome & Welcome back
厚生労働省・入国者健康確認センター
日本へ入国・帰国した皆さまへ

「指定された待機期間中」のルール

入国後指定された待機期間 自宅や宿泊施設（登録待機先）で待機し、他者と接触しない毎日、位置情報と健康状態の報告を行う（誓約義務）

滞在中 感染防止対策を行う：マスク着用・手指消毒・3密回避

- * 待機期間中は、「入国者健康確認センター」がフォローアップを行います
- * 体調不良の場合は、保健所等に連絡してください
- * 感染防止とルール徹底のため以下のアプリ利用・設定を必ず行ってください

ご利用ガイド ファストトラック

*ファストトラックは成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港より入国の方がご利用可能です。

もくじ

- 1 MySOSで毎日やるべきこと
 - 2 MySOS以外でやること
 - 3 体調不良の場合などの連絡や相談
 - 4 困った時の相談
 - 5 各種ご案内
- ◆ 入国者健康確認センター
 - ◆ COVID-19

ファストトラックの利用

指定された待機期間の日数の数え方

① MySOSで毎日やるべきこと

入国者健康居所確認アプリ（MySOS）による位置情報の報告

1 ログイン（利用開始の登録）

- 専用のQRコードからインストール
- 日本国内の空港に到着時にパスポート番号・生年月日を入力して利用開始する

2 待機場所の登録・現在地の報告

- 待機場所に到着したらアプリで待機場所を登録する
- 1日複数回「現在の位置情報」を求めている通知が届く
- 「現在地報告」ボタンを押して応答する

入国者健康居所確認アプリ（MySOS）による健康状態の報告

- 1日1回、健康状態確認をお願いするMySOSの通知が届く
- 通知に記載の案内に従い健康状態を登録

入国者健康居所確認アプリ（MySOS）による居所確認

*オペレーターからではなく、AIによる自動ビデオ通話がかかってくる場合があります。なお、更はありません。

ビデオ通話への応答

- 「入国者健康確認センター」からの登録待機場所への居所確認のためのビデオ通話に応答する

注意

発信があったら必ず応答してください。
ご利用者からビデオ通話を折り返し発信することはできません。ビデオ通話では、センターがイミグで、専員等からご自宅等屋内にいらっしゃるかどうかの確認をします。つきましては、しのご連絡をいただいてもそれが確認できませんので、次のビデオ通話をお待ちください。

② MySOS以外でやること

② MySOS以外でやること

スマートフォンの位置情報記録の保存設定



接触確認アプリ（COCA）



入国者健康確認センター

入国者健康確認センターは、「指定された待機期間中」の日本へ入国・帰国した皆さまへ様々なフォローアップを行います

入国者健康確認センター

☎ 03-6757-1038 (自動音声)

営業時間（毎日9:00-18:00 / 祝日・年末年始含む）

COVID-19について色々な国の言葉での説明
(COVID-19 Multilingual Guide)

<https://www.c19.mhlw.go.jp/>

濃厚接触が疑われる場合

航空機内等での濃厚接触が疑われた場合、情報提供やご案内のため、メール、健康居所確認アプリ（MySOS）によるプッシュ通知やビデオ通話等によりご連絡します。

お知らせ

*ファストトラックは成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港より入国の方がご利用可能です。

*2022年3月1日（火）オープンデータをお知らせするページを公開いたしました。外国人新規入国オンライン申請のログインIDや受付済証の発行状況について、こちらのページからご確認いただけます。

*2月28日にERFS（入国者フォローアップシステム）にシステムの不具合が発生いたしました。ERFSシステムをご利用される受入責任者の皆様へ、ご心配やご迷惑をおかけすることとなり、心からお詫び申し上げます。詳細についてはこちらをご参照いただけますようお願いいたします。
[2022年3月1日掲載]

*システム稼働状況をお知らせするページを公開いたしました。入国者健康確認センターの各システムの稼働状況について、こちらのページからご確認いただけます。

※お知らせ一覧はこちら

入国者健康確認センター

☎ 03-6757-1038 (自動音声)

営業時間（毎日9:00-18:00 / 祝日・年末年始含む）

ERFS利用画面

画面／機能要件 入国事前申請_登録画面① (一人ずつ登録)

メニュー

措置27

入国事前申請 登録

入国事前申請 提出

入国事前申請 一覧

管理

パスワード変更

入国事前申請 登録

受入責任者情報

受入責任者企業・団体名: 受入責任者担当者名: 受入責任者担当電話番号: 受入責任者法人番号:

受入責任者の所在地:

入国予定者情報

氏名(入国者): 国籍: 生年月日: 性別:

旅券番号: 入国(予定)日: 入国者メールアドレス:

滞在先名: 滞在先住所:

一人ずつ登録

まとめて登録

状態: 旅券番号: 氏名:

	申請ID	申請日時	状態	受入責任者企業・団体名	受入責任者担当者名	受入責任者担当者(電話)	受入責任者法人番号	受入責任者の所在地	氏名(入国者)	国籍	生年月日	性別	旅券番号	入国(予)
			未申請	日本エマーゼンシーアシスタンス株式会社	受入責任者担当者名A	03-4444-5555	8010001081502		CSV TESTAA	JPN	1991/02/27	女	TEST888008	2022
			未申請	日本エマーゼンシーアシスタンス株式会社	受入責任者担当者名A	03-4444-5555	8010001081502		CSV TESTAA	JPN	1991/02/27	女	TEST888009	2022
			未申請	日本エマーゼンシーアシスタンス株式会社	受入責任者担当者名A	03-4444-5555	8010001081502		CSV TESTAA	JPN	1991/02/27	女	TEST888010	2022
			未申請	日本エマーゼンシーアシスタンス株式会社	受入責任者担当者名A	03-4444-5555	8010001081502		CSV TESTAA	JPN	1991/02/27	女	TEST888011	2022
			未申請	日本エマーゼンシーアシスタンス株式会社	受入責任者担当者名A	03-4444-5555	8010001081502		CSV TESTAA	JPN	1991/02/27	女	TEST888012	2022

画面／機能要件 入国事前申請_登録画面②(まとめて登録)

メニュー

措置27

入国事前申請 登録

入国事前申請 提出

入国事前申請 一覧

管理

パスワード変更

入国事前申請 登録

申請者が多い場合は、CSVファイルを作成してまとめて登録することが可能です。CSVのテンプレートはボタンからダウンロードできます。

受入責任者情報

CSVテンプレート

受入責任者企業・団体名 : 日本エマージェンシー 受入責任者担当者名 : Yoshida Satoshi 受入責任者担当電話番号 : 03-0000-0000 受入責任者法人番号 : 8010001081502

受入責任者の所在地 : 東京都文京区小石川1-2-3

CSV入力エリア

取込対象ファイル : ファイルを選択 選択されていません

登録

エラーメッセージ詳細 :

画面／機能要件 入国事前申請_提出画面

メニュー

措置27

入国事前申請 登録

入国事前申請 提出

入国事前申請 一覧

管理


パスワード変更

入国事前申請 提出

受入責任者情報

受入責任者企業・団体名 : 日本エマージェンシーアシ 受入責任者担当者名 : Yoshida Satoshi 受入責任者担当電話番号 : 03-0000-0000

提出対象者

氏名 : 旅券番号 : 

候補


CSV TESTAA : JPN : 1991-02-27 : 女 : TEST888008
CSV TESTAA : JPN : 1991-02-27 : 女 : TEST888009
CSV TESTAA : JPN : 1991-02-27 : 女 : TEST888010
CSV TESTAA : JPN : 1991-02-27 : 女 : TEST888011
CSV TESTAA : JPN : 1991-02-27 : 女 : TEST888012
CSV TESTAA : JPN : 1991-02-27 : 女 : TEST888013
CSV TESTAA : JPN : 1991-02-27 : 女 : TEST888014
CSV TESTAA : JPN : 1991-02-27 : 女 : TEST888015



対象者

申請

画面／機能要件 入国事前申請_誓約書画面

 **入国者健康確認システム**
Entrants, Returnees Follow-up System

ユーザ : sayoshida さん [ログアウト](#)

メニュー

- 措置27
- 入国事前申請 登録
- 入国事前申請 提出
- 入国事前申請 一覧
- 管理
- パスワード変更

入国事前申請 提出

受入責任者情報
受入責任者企業・団体名 : 受入責任者担当者名 : 受入責任者担当電話番号 :

提出対象者
氏名 : 旅券番号 :

候補

CSV TESTAA : JPN : 1991-02-27 : 女 : TEST888008
CSV TESTAA : JPN : 1991-02-27 : 女 : TEST888009
CSV TESTAA : JPN : 1991-02-27 : 女 : TEST888010
CSV TESTAA : JPN : 1991-02-27 : 女 : TEST888011
CSV TESTAA : JPN : 1991-02-27 : 女 : TEST888012
CSV TESTAA : JPN : 1991-02-27 : 女 : TEST888013
CSV TESTAA : JPN : 1991-02-27 : 女 : TEST888014
CSV TESTAA : JPN : 1991-02-27 : 女 : TEST888015

受入責任者誓約書

誓約書事項

申請対象入国者（以下、単に「入国者」という。）の受入責任者として、以下の事項について同意します。

- ア 受入責任者は、入国者に関する「外国人新規入国オンライン申請」、待機施設等の確保、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や有症状、陽性者の発生時等の対応を行う責任者を置くこと。
- イ 入力内容に変更が生じた場合には、入国前に「外国人新規入国オンライン申請」を通じて再登録を確実に行うこと。
- ウ 入国者が新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良等になった際に備えて、待機場所の近隣の医療機関の所在・診療時間等の情報を把握しておくこと。
- エ 入国者に対して、関連サイトや資料等により、入国の際の検査や待機措置を含む日本の水際対策に関する必要な情報を提供すること。
- オ 入国者が入国前にスマートフォンを用意できる場合には、入国前に①MYSOS（入国者健康居所確認アプリ）をインストールすること、②可能な限り検査証明などの情報を入国前にMYSOSに入力すること。

同意

外国人新規入国オンライン申請時の誓約事項

申請対象入国者(以下、単に「入国者」という。)の受入責任者として、以下の事項について同意します。

- ア 受入責任者は、入国者に関する「外国人新規入国オンライン申請」、待機施設等の確保、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や有症状、陽性者の発生時等の対応を行う責任者を置くこと。
- イ 入力内容に変更が生じた場合には、入国前に「外国人新規入国オンライン申請」を通じて再登録を確実に行うこと。
- ウ 入国者が新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良等になった際に備えて、待機場所の近隣の医療機関の所在・診療時間等の情報を把握しておくこと。
- エ 入国者に対して、関連サイトや資料等により、入国の際の検査や待機措置を含む日本の水際対策に関する必要な情報を提供すること。
- オ 入国者が入国前にスマートフォンを用意できる場合には、入国前に①MySOS(入国者健康居所確認アプリ)をインストールすること、②可能な限り検査証明などの情報を入国前にMySOSに入力し、事前に審査を終えておくこと、③Visit Japan Webサービス(入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービス)を利用すること、について入国者に案内すること。スマートフォンを用意できない場合には、入国時、空港でスマートフォンを借りる必要があることを入国者に案内すること。
- カ 入国者の待機施設を確保するとともに、入国者が当該施設に確実に移動できるよう、移動手段についての案内を行うこと。
- キ 入国者について、電話・メール等により、待機期間中の待機施設での待機、健康状態についての確認を毎日行うこと(検疫所の指定する施設での待機の場合を除く。)。また、待機施設に待機していない等の入国者の誓約違反(入国者が入国時の検疫の際に誓約する誓約書の内容違反)の連絡が入国者健康確認センターや関係行政機関からあった場合には、その是正や調査に協力すること。
- ク 入国者について、待機期間の短縮を行う場合には、要件を満たす検査の受検を手配すること。
- ケ 入国者が待機期間中に新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良等となった場合、必要に応じて、速やかに医療機関を受診させること。また、保健所等から指示があった場合にはそれに従うこと。
- コ 入国者に対して、感染防止対策を徹底(①不織布マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密(密閉・密集・密接)」の回避)させること。
- サ 検疫法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、出入国管理及び難民認定法等の水際制度関連法令を遵守すること。
- シ 上記の誓約に違反した場合又は入国者が入国時の検疫の際に誓約する誓約書の内容に違反した場合(いずれも不実の記載があった場合を含む。)には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当該受入責任者の企業・団体等の名称が公表され得ること、また、当該受入責任者からの「外国人新規入国オンライン申請」を以後受け付けないことがあり得ること。

画面／機能要件 入国事前申請_一覧画面①

メニュー


- 措置27
- 入国事前申請 登録
- 入国事前申請 提出
- 入国事前申請 一覧
- 管理
- パスワード変更

入国事前申請一覧

状態: 申請日: 受入責任者企業・団体名:

	申請ID	申請日時	状態	受入責任者企業・団体名	受入責任者担当者(電話)	受入責任者担当者名	対象者数	最終更新日時
	702	2022/02/18 09:46	申請済	日本エマージェンシーアシスタンス株式会社	03-0000-0000	Yoshida Satoshi	1	2022/02/18 09:46
	703	2022/02/21 09:23	申請済	日本エマージェンシーアシスタンス株式会社	03-1111-2222	Tantousya Hanako	1	2022/02/21 09:23
	704	2022/02/21 09:57	申請済	日本エマージェンシーアシスタンス株式会社	03-4444-5555	受入責任者担当者名A	3	2022/02/21 10:09
	705	2022/02/21 10:53	申請済	日本エマージェンシーアシスタンス株式会社	03-4444-5555	受入責任者担当者名A	1	2022/02/21 10:54
	706	2022/02/21 11:37	申請済	日本エマージェンシーアシスタンス株式会社	03-1111-2222	Tantousya Hanako	1	2022/02/21 11:40
	710	2022/02/22 10:38	申請済	日本エマージェンシーアシスタンス株式会社	03-4444-5555	受入責任者担当者名A	1	2022/02/22 10:40
	716	2022/02/22 15:29	申請済	日本エマージェンシーアシスタンス株式会社	03-1111-2222	Tantousya Hanako	1	2022/02/22 15:30
	717	2022/02/22 17:07	申請済	日本エマージェンシーアシスタンス株式会社	03-1111-2222	Tantousya Hanako	3	2022/02/22 17:10
	718	2022/02/22 17:15	申請済	日本エマージェンシーアシスタンス株式会社	03-4444-5555	受入責任者担当者名A	3	2022/02/22 17:20
	719	2022/02/22	申請済	日本エマージェンシーアシスタンス株式会社	03-4444-	受入責任者担当	1000	2022/02/22

画面／機能要件 入国事前申請_一覧画面② (受付済証ダイアログ)



入国者健康確認システム
Entrants, Returnees Follow-up System

ユーザ: sayoshida さん ログアウト

メニュー

措置27

- 入国事前申請 登録
- 入国事前申請 提出
- 入国事前申請 一覧

管理

- パスワード変更

入国事前申請一覧

状態: 申請済

		申請ID
✎	703	
✎	704	
✎	705	
✎	706	
✎	710	
✎	716	
✎	717	
✎	718	
✎	719	

入国事前申請 提出

申請ID: 申請日: 誓約書 受付済証

受入責任者企業・団体名: 受入責任者担当者名: 受入責任者担当電話番号:

	旅券番号	氏名	生年月日	性別
✎	TEST940000	CSV INPUTTEST	1991/02/27	女
✎	TEST940001	CSV INPUTTEST	1991/02/27	女
✎	TEST940002	CSV INPUTTEST	1991/02/27	女

1 / 10

コメント: 申請の取り下げ

受入責任者担当 者(電話)	受入責任者担当 者名	対象 者数	最終更新日時
0000	Satoshi		09:40
03-1111-2222	Tantousya Hanako	1	2022/02/21 09:23
03-4444-5555	受入責任者担当者名A	3	2022/02/21 10:09
03-4444-5555	受入責任者担当者名A	1	2022/02/21 10:54
03-1111-2222	Tantousya Hanako	1	2022/02/21 11:40
03-4444-5555	受入責任者担当者名A	1	2022/02/22 10:40
03-1111-2222	Tantousya Hanako	1	2022/02/22 15:30
03-1111-2222	Tantousya Hanako	3	2022/02/22 17:10
03-4444-5555	受入責任者担当者名A	3	2022/02/22 17:20
03-4444-5555	受入責任者担当者名A	1000	2022/02/22 17:31

受付済証

Certificate for Completion of Registration to the ERFS system

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

※入国者は、関係行政機関の求めがあった場合、この受付済証を呈示してください。なお、在外公館での査証申請の際に、この受付済証の写しを呈示する必要があります。

*You are kindly requested to show this certificate to relevant authorities of Japan in response to their request.

*You are also requested to show a copy of this certificate when you apply for a visa at a Japanese overseas mission.

入国者氏名（旅券記載と同じ） Name (Surname/Given name) *as shown in your passport	NYUKOKU TEST
生年月日（年月日） Date of Birth (YYYYMMDD)	19801111
旅券番号（旅券記載と同じ） Passport Number *as shown in your passport	NN11111
国籍・地域（旅券記載と同じ） Nationality *as shown in your passport	JPN
滞在先住所 Address of Hotel or Other Accommodation	東京都千代田区1-1-1
滞在先施設 Name of Hotel or Other Accommodation	hotel
受入責任者 Name of Receiving Organization	日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
受入責任者の住所 Address of Receiving Organization	東京都千代田区1-1-1
受入責任者の連絡先 Phone Number of Receiving Organization	03-1111-2222

2022年 3月 2日

Year/Month/Day

(申請ID: 742)

Application ID: